

○騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等

平成13年4月1日八戸市告示第98号
改正 平成17年2月14日八戸市告示第22号
改正 平成27年6月1日八戸市告示第187号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として第1号に掲げる地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を第2号に掲げるとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日建設省告示第1号。以下「特定建設作業騒音に係る基準」という。）別表第1号の区域として第3号に掲げる区域を指定し、並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表の備考の規定によりa区域等の区域として第4号に掲げる区域を指定する。

なお、関係詳細図面は、八戸市環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
八戸市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別図に表示した地域

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

- (1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 - ① 第1種区域 八戸市の区域のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - ② 第2種区域 八戸市の区域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに別図に表示した地域
 - ③ 第3種区域 八戸市の区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

- ④ 第4種区域 八戸市の区域のうち工業地域
- (2) 昼間、朝、夕及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。
 - ① 昼間 午前8時から午後7時まで
 - ② 朝 午前6時から午前8時まで
 - ③ 夕 午後7時から午後9時まで
 - ④ 夜間 午後9時から翌日の午前6時まで
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の変更により、従前より厳しい騒音の規制基準が適用されることとなる地域内に当該用途地域の変更に係る都市計画の告示の日において現に設置されている特定工場等（当該告示の日において現に特定施設の設置の工事をしている工場又は事業場を含む。）に係る騒音の規制基準については、当該告示の日から起算して6月を経過した日の前日までの間は、なお従前の例による。

3 特定建設作業騒音に係る基準別表第1号の区域

- (1) 八戸市の区域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に表示した地域の区域
- (2) 八戸市の区域のうち工業地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内

4 省令別表の備考の規定により定めたa区域等の区域

省令別表のa区域、b区域及びc区域は、それぞれ次に掲げる区域とする。

- (1) a区域 八戸市の区域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) b区域 八戸市の区域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別図に表示した地域
- (3) c区域 八戸市の区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別図（略）

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成17年2月14日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示の施行により、改正前の第2号より厳しい改正後の第2号が適用されることとなる地域内に設置されている特定工場等（特定施設の設置の工事をしている工場又は事業場を含む。）に係る騒音の規制基準については、この告示の施行の日から起算して6月を経過した日の前日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。